

シニア産業カウンセラー試験規程

制 定 平成16年5月8日
最終改正 平成20年5月10日

(目的)

第1条 この規程は、シニア産業カウンセラー試験の制度を定めて、産業カウンセラーの教育指導及び産業カウンセリング教育の開発研究等の業務に従事する者又は従事しようとする者について、必要な学識、知識、技能等の程度を判定して資格を付与し、実践力のある産業カウンセラーの育成及び社会経済情勢に即応した産業カウンセリングの開発を推進し、もって勤労者の健全な生活の維持、向上及び産業社会の発展に寄与することを目的とする。

(シニア産業カウンセラー試験)

第2条 シニア産業カウンセラー試験（以下「試験」という。）は、シニア産業カウンセラーとして必要な専門的学識、カウンセリング経験に裏付けられた技能及び高次の素養を有するかどうかについて判定することを目的として、学科試験及び実技試験を行う。

2 学科試験は、別表の「シニア産業カウンセラー試験学科試験の範囲及び科目」について行う。

3 実技試験は、口述並びに実践による「面接テープ」及び「逐語記録」により、次の各号に掲げる事項について行う。

(1) 口述試験

- ① 高次の素養及び人間性
- ② 専門的知識と技法
- ③ 実践経験

(2) 面接テープ及び逐語記録

- ① 産業カウンセラーとしての基本的態度
- ② 技法及びプロセスに関するスキル
- ③ 自己評価及びセルフコメント

(受験資格)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

(1) 産業カウンセラーの資格を有し、大学院研究科において心理学又は心理学隣接諸科学、人間科学、人間関係学のいずれかの名称を冠する専攻の修了者であって、次号に定めるA群からG群までの科目において、1科目を2単位以内として4科目以上、8単位以上を取得していることを要する。ただし、D群からG群の科目による取得単位は2単位以内とする。

(2) 科目群は以下のとおりとする。

A群：産業カウンセリング、カウンセリング、臨床心理学、心理療法各論（精神分析・行動療法など）などの科目群

B群：カウンセリング演習 カウンセリング実習などの科目群

C群：人格心理学、心理アセスメント法などの科目群

D群：キャリア・カウンセリング、キャリア概論などの科目群

E群：産業心理学、産業・組織心理学、グループダイナミックス、人間関係論などの科目群

F群：労働法令の科目群

G群：精神医学、精神保健、精神衛生、心身医学、ストレス学、職場のメンタルヘルスなどの科目群

(3) 産業カウンセラー試験合格後3年が経過している者であって、協会若しくは協会が他に委託して行う産業カウンセリングの学識及び技能の向上を図るための講座、又は協会がこれと同等以上の水準にあるものとして指定した講座を修了している者

(試験免除)

第4条 試験において、学科試験又は実技試験のいずれか一方に合格した者は、試験が実施された年度の翌年度及び翌々年度の当該学科試験又は実技試験の免除を受けることができる。

(受験手続き)

第5条 試験を受けようとする者は、協会に対し、受験申込書に次項に定める受験料を添えて申し込まなければならない。

2 受験料は、次のとおりとする。

(1) 学科試験 12,600円(消費税込み)

(2) 実技試験 29,400円(消費税込み)

(試験の実施)

第6条 試験は、原則として毎年度1回、社団法人日本産業カウンセラー協会（以下「協会」という。）が行う。

(産業カウンセラー試験委員会)

第7条 試験の問題作成、実技試験の実技評定要領の作成、試験の執行管理及び合否の判定は、産業カウンセラー試験委員会が行う。

(試験の停止及び合格の取消し)

第8条 協会は、不正の手段により試験を受けようとし、若しくは受けた者に対して、その試験を受けることを停止し、又は合格の決定を取り消すものとする。

2 前項の不正を行った者が、既に合格証書の交付を受けていたときは、協会は、速やかに返還させるものとする。

(合格証書及びシニア産業カウンセラーの称号の授与)

第9条 協会は、試験に合格した者を、シニア産業カウンセラー試験合格者登録台帳に登録し（登録された合格者を「合格登録者」という。以下同じ。）、合格証書及びシニア産業カウンセラーの称号を授与する。

(合格登録者の責務)

第10条 合格登録者は、シニア産業カウンセラーとしての知識、技能向上の講習、研修に参加し、実践経験を積む努力をするとともに進んで能力点検（スーパービジョン）を受ける等して、常にその能力の維持向上に努めなければならない。

(合格登録の取消し)

第11条 協会は、合格登録者が、犯罪行為その他シニア産業カウンセラーとしてふさわしくない行為をした場合は、合格登録を取り消すことができる。

(一部合格通知)

第12条 協会は、学科試験又は実技試験のいずれか一方に合格した者に対して、一部合格通

知書を交付する。

(合格証書及び一部合格通知書の再交付又は書換え)

第13条 合格証書又は一部合格通知書を紛失若しくは損傷したとき又は氏名を変更したときは、合格証書等再交付・書換え申請書に、次に掲げる手数料を添えて協会に提出し、再交付・書換えを受けることができる。

(1) 合格証書 3,150円(消費税込み)

(2) 一部合格通知書 2,100円(消費税込み)

(秘密の保持)

第14条 この規程に定める試験の業務に携わる者は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(雑則)

第15条 この規程の定める業務を行うため必要があるときは、規則を定めることができる。

(次頁別表)

別表 シニア産業カウンセラー試験 学科試験の範囲及び科目

試験の範囲	科 目	細 目
産業カウンセリング 概論	1 産業カウンセリン グの発展	(1) 産業カウンセリングの源流
		(2) 産業カウンセリングの発展
		(3) 産業社会における産業カウンセリングの意義
		(4) 日本における産業カウンセリングの発展
	2 産業カウンセラー の役割と活動	(1) 産業カウンセラーの役割
		(2) 産業カウンセラーの活動領域
		(3) 産業カウンセラーの資格と技能
		(4) 産業カウンセラー活動の実際
		(5) 産業カウンセラーの倫理
		(6) ネットワーキング (コミュニティアプローチ)
		(7) リサーチと提言
	3 産業組織と人事労 務管理	(1) 産業組織心理学
(2) 人事労務管理論		
(3) 労働政策・社会政策		
(4) 人間関係論		
4 産業カウンセリン グに関わる関係法令	(1) 労働基準法と労働契約	
	(2) 労働安全衛生関係法令	
	(3) 雇用・能力開発関係法令	
	(4) 労働組合法と労働協約	
	(5) 精神保健福祉法	
カウンセリングの 原理及び技法	1 カウンセリングの 原理	(1) カウンセリングの定義
		(2) カウンセリングの特質
		(3) カウンセリングの効用と限界
	2 カウンセリングの 理論	(1) カウンセリングの理論とは
		(2) カウンセリングの主要理論
		① 精神分析理論とカウンセリング
		② 学習・行動理論とカウンセリング
		③ 自己理論とカウンセリング
		(3) カウンセリング諸理論及び療法
		① キャリア理論 (特性因子理論、構造理論、職業発達理論)
		② 論理療法
		③ 認知行動理論
		④ ゲシュタルト療法
		⑤ 交流分析
⑥ 家族療法		
⑦ 実存分析		

試験の範囲	科目	細目
カウンセリングの原理及び技法	2 カウンセリングの理論	⑧ 現実療法
		⑨ 短期療法、自律訓練法、森田療法、内観法など
	3 カウンセリングの技法	⑩ グループアプローチ
		(4) キャリアガイダンスとキャリアカウンセリング
4 スーパービジョン	(1) カウンセリング各過程での対応	
		(2) カウンセリングにおける応答の技法
パーソナリティ理論	1 パーソナリティ理論	(1) スーパービジョンの意義
		(1) パーソナリティ理論概説
		(2) パーソナリティの発達
		(3) 防衛機制
		(4) 葛藤の理論
		(5) 欲求不満
	2 心理テストの利用	(6) パーソナリティとアセスメント
		(1) 心理テストの理論
		(2) 心理テストの種類
		(3) 心理テストの実際
		(4) 観察法によるアセスメント
創造性開発、教育、訓練	創造性開発、教育、訓練	(1) 能力開発と自己啓発の援助
		(2) グループワークの理論と実際
		(3) 教育指導法
職場のメンタルヘルス	1 職場のメンタルヘルス	(1) 職場とストレス
		(2) 職場のメンタルヘルス対策
		(3) 労働者の健康保持増進措置(THP)と従業員援助プログラム(EAPなど)の知識、技術及び実践上の諸問題
	2 精神医学概論	(1) 精神障害に関する知識の必要性
		(2) 精神医学における精神障害の診断過程
		(3) 主な精神障害に関する基本的事項
		(4) 精神障害に関するカウンセラーの留意事項
	3 危機介入	(1) 問題発生状況の理解力
(2) 問題に対応した危機介入の方法		
事例検討	1 事例検討	
	2 逐語記録作成と対話分析	